

単品スライド条項に係る 運用の改定について

四国地方整備局
企画部 技術管理課
令和8年4月

各スライド条項の概要

工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）

◎工事請負契約書

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

 全体
スライド

 単品
スライド

 インフレ
スライド

項 目	全体スライド (契約書第26条第1項～第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	
請負代金額の変更方法	対 象	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、 労務単価等	
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	請負代金額の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド変更金額：税抜き価格は、万円単位とする。 ・受発注者負担：全体・インフレはスライドの都度それぞれ負担分(足切額)を考慮したスライド額となる。単品スライドについては、全体・インフレスライドと重複する場合、負担無し。 		

運用の改定について

これまでの運用ルール

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、または購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



新たな運用ルール

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工事への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド額算定の考え方

概略フロー

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・対象品目、対象材料
 - ・変更請求概算額
 - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - 品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は単価合意比率を考慮
 - ② 実際の購入金額(品目毎の合計金額)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

改定ポイント①

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

□ 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

➢ 具体的なフローは次ページ参照

実際の購入金額の確認フロー

改定ポイント①

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
 □ 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均 + 30%）
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の + 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

単品スライド条項の提出書類について（「実際の購入金額」を示せない場合の対応）

受注者に提出して頂く証明書類

改定ポイント②

【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】

- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。**

改定ポイント②

➤ **鋼材類の購入**にあたって、**購入先と購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合には、購入先や単価等の証明書類の提出を省略し、搬入月及び数量を証明する書類をもってスライド条項の適用**とする。その際は**実勢価格を用いてスライド額の算定**を行う。

※受注者の自社の取り決めではなく、メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できる必要がある
 ※その他の主要な工事材料についても同等の事情があると認められる場合には同規定を準用可

出荷伝票

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
PL-12X100X400	10.00	3.124	31.24	PL-12X100X400	10.00	3.124	31.24
PL-120X130X12	3.00	11.24	33.72	PL-120X130X12	3.00	11.24	33.72

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
F10T-M2X90	120	0.294	35.28	F10T-M2X90	120	0.294	35.28
F10T-M2X95	440	0.228	100.32	F10T-M2X95	440	0.228	100.32
F10T-M2X100	278	0.184	51.15	F10T-M2X100	278	0.184	51.15
F10T-M2X125	350	0.200	70.00	F10T-M2X125	350	0.200	70.00
F10T-M2X180	350	0.207	72.45	F10T-M2X180	350	0.207	72.45
F10T-M2X285	133	0.091	12.10	F10T-M2X285	133	0.091	12.10
F10T-M2X300	90	0.056	5.04	F10T-M2X300	90	0.056	5.04

株式会社

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

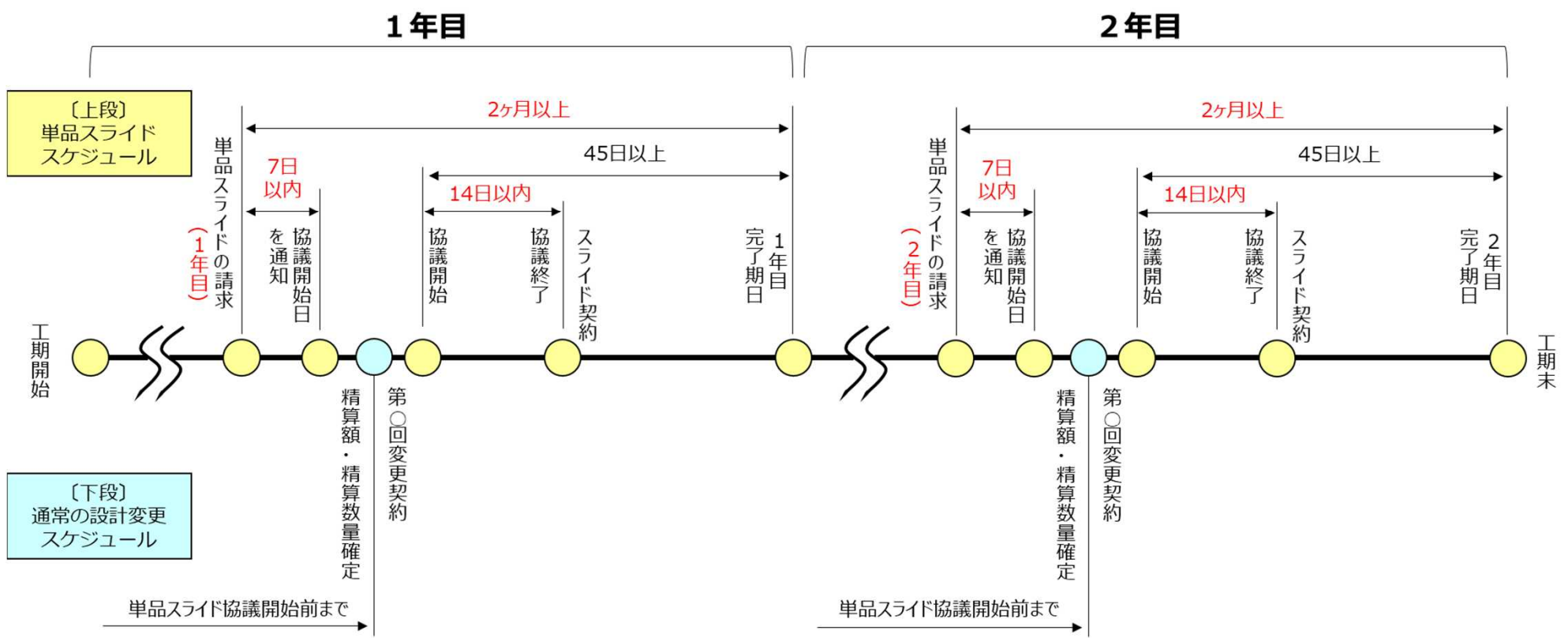
日付	伝票番号	納入日	御注文者	納入先	数量	総数量	単価	金額	消費税等
2021/7/6	洗形例	2021/7/7	C200 x 80 x 7.5	5m:2 3m:2		0.304 t	102,612	40,390	4,039
2021/7/6	H形鋼	2021/7/7	H400 x 400 x 13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1		7.052 t	112,687	794,669	79,467
2021/7/6	I型ハイテン	2021/7/7	S10T 22 x 70		165	0.086 t	365,553	31,438	3,144
2021/7/6	I型ハイテン	2021/7/7	S10T 22 x 85		405	0.231 t	365,553	84,443	8,444
2021/7/6	H形鋼	2021/7/7	H400 x 400 x 13/21	10m:1 7.5m:1		3.010 t	112,687	339,188	33,919
2021/7/6	加工プレート	2021/7/7	PL16 x 450 x 450		8	0.203 t	197,553	40,103	4,010

【マニュアル45・46頁「5-5複数年にわたる維持工事の取り扱い」】

複数年にわたる維持工事の取扱い

改定ポイント③

➤ 維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。

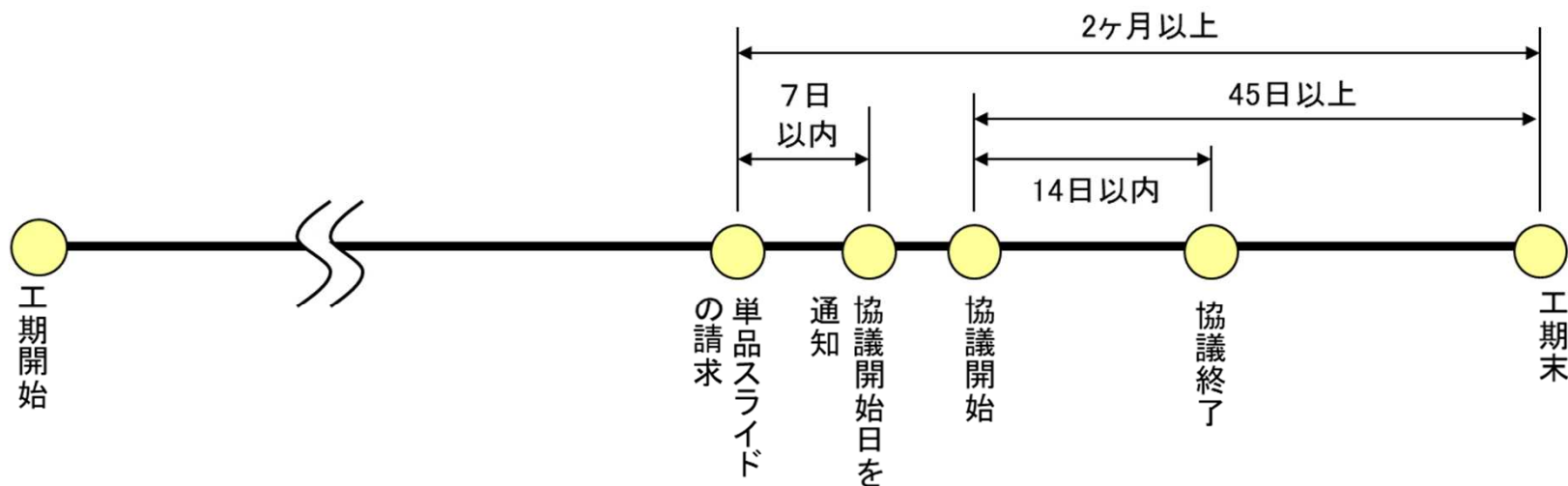


単品スライドに係る手続き等について

1. 対象工事について

・残工期が2ヶ月以上あるすべての工事を対象とする。

- 工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- 請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。



単品スライド条項の対象品目・材料について

【マニュアル4頁「1-3対象品目」】
 【マニュアル14頁「2-1-1対象材料の考え方」】
 【マニュアル24頁「4-1対象材料」】
 【マニュアル37頁「4-1-1対象材料の考え方」】

2. 対象品目及び材料

区 分	品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 （ただし、鋼材類には非鉄金属（アルミニウムや鉛など）は含まない） ※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等（アスファルトを主要材料としたものが対象）
	その他主要な 工事材料	上記以外の <u>主要な工事材料が対象</u> （非鉄金属も対象） ※主要な工事材料か否かは、 <u>工事の種類</u> や <u>請負代金額中に占める資材費の割合</u> 、 <u>その他の要素</u> を考慮して決定する。なお、工場製作品も含む。 ※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。

単品スライド条項の対象品目・材料について

【マニュアル15頁「2-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル37頁「4-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル63・64頁「別表1」】

2. 対象品目及び材料（市場単価・土木工事標準単価について）

- 市場単価・土木工事標準単価のうち、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ 下表の市場単価のうち、取扱い区分①（黄着色）は、材料費が分離されているため対象。
- ・ ただし、取扱い区分②のように材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。

市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	分離可能な品目	工種	名称	規格	単位	取扱い※	分離可能な品目
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類	吹付枠工	吹付枠工	モルタル・コンクリート	m	②	材料分離不可
鉄筋工(ガス圧接工)	ガス圧接工	ガス圧接工 手動(半自動)・自動	箇所	②	材料分離不可(※2)	吹付枠工	吹付枠工	外張り工	m2	②	材料分離不可
カタカタ工	カタカタ工	カタカタ工	m2	②	材料分離不可(※2)	橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
防護柵設置工(ガードレール)	ガードレール設置工	標準型(土中埋込)	m	②	材料分離不可(※2)	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
		標準型(コクリート埋込)	m	②	材料分離不可(※2)	薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工		m2	②	材料分離不可
		耐雪型(土中埋込)	m	②	材料分離不可(※2)			樹脂モルタル舗装工	m2	②	材料分離不可
		耐雪型(コクリート埋込)	m	②	材料分離不可(※2)			景観透水性舗装工	m2	②	材料分離不可
		部材設置(レール設置)(耐雪型含む)	m	①	鋼材類	道路標識設置工	道路標識設置工	樹脂系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可
防護柵設置工(ガードハーフ)	ガードハーフ設置工	標準型(土中埋込)	m	②	材料分離不可(※2)			標識柱・基礎設置(路側式)	基	②	材料分離不可
		標準型(コクリート埋込)	m	②	材料分離不可(※2)			標識柱設置(片持式)	基	①	鋼材類
		部材設置(ハーフ設置)	m	①	鋼材類			標識柱設置(門型式)	基	①	鋼材類
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	横断・転落防止柵設置工	土中埋込	m	①	鋼材類			標識基礎設置(片持式・門型式)	m3	②	材料分離不可
		フレキシブルコクリートブロック埋込	m	①	鋼材類			標識板設置(案内標識)	m2	②	材料分離不可
		コクリート埋込	m	①	鋼材類			標識板設置(警戒・規制・指示・路線)	m2	①	鋼材類
		アンカボルト固定	m	①	鋼材類			添架式標識板取付金具設置(番号7-4用)	基	②	材料分離不可
		部材設置(ビームまたはパネルの設置)	m	①	鋼材類			添架式標識板取付金具設置(照明柱・既設標識柱)	基	②	材料分離不可
		根巻きコクリート設置	m	②	材料分離不可	道路付属物設置工	道路付属物設置工	添架式標識板取付金具設置(歩道橋)	基	①	鋼材類
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・土中埋込用	本	②	材料分離不可(※2)
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・コクリート埋込用(穿孔含む)	本	②	材料分離不可(※2)
		ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)	m	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・コクリート埋込用(穿孔含まない)	本	②	材料分離不可(※2)
		ロープ・金網設置工(上横材付き)	m	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可(※2)
		ステロー設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・防塵物取付用	本	②	材料分離不可(※2)
防護柵設置工(落石防止網)	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m2	②	材料分離不可			視線誘導標識設置(固定式)(貼付型)	本	②	材料分離不可(※2)
		アンカ設置	箇所	②	材料分離不可			境界杭設置	本	①	その他材料
		ボルト式支柱(アンカ固定式)	箇所	②	材料分離不可			道路柵設置(穿孔式)	個	②	材料分離不可(※2)
法面工	法面工	モルタル吹付工	m2	②	材料分離不可			道路柵設置(貼付式)	個	②	材料分離不可(※2)
		コクリート吹付工	m2	②	材料分離不可			車線分離標識設置(可変式・着脱式)(穿孔式)	本	②	材料分離不可(※2)
		機械播種施工による植生工(植生基材吹付工)	m2	②	材料分離不可			車線分離標識設置(固定式)(貼付式)	本	②	材料分離不可(※2)
		機械播種施工による植生工(客土吹付工、種子散布工)	m2	②	材料分離不可	公園植栽工	公園植栽工	境界杭設置 金属製	本	①	その他材料
		人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工)	m2	②	材料分離不可			樹園工	本	①	その他材料
		人力施工による植生工(植生筋工、筋芝工)	m2	②	材料分離不可			支柱設置	本(m)	②	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生芝工)	m2	②	材料分離不可	軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	地被類補付工	鉢	①	その他材料
		ネット張工(繊維ネット)	m2	②	材料分離不可			サドドレーン工	m	①	その他材料
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料	橋面防水工	橋面防水工	サド・コンクリートパイル工	m	①	その他材料
		支柱設置	本(m)	②	材料分離不可			シート系防水	m2	②	材料分離不可
		地被類補付工	鉢	①	その他材料			塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
		植樹管理(せん定)	本(m2)	—	材料費含まず	グルーピング工	グルーピング工		m2	—	材料費含まず
		植樹管理(施肥)	本(m2)	①	その他材料			鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・コクリート類
		植樹管理(除草・芝刈・灌水)	m2	—	材料費含まず			仮設足場の設置・撤去	空m3	②	材料分離不可
		植樹管理(防除)	本(m2)	①	その他材料	コクリート表面処理工(ウオータージェット工)	コクリート表面処理工		m2	②	材料分離不可
		移樹工(掘取工)	本	②	材料分離不可						

※①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ※②:市場単価等に材料費が含まれているが、市場単価の構成上、分離が出来ない工種(「※②」材料分離不可の市場単価であるが、手間のみの単価が算出可能な単価。)

単品スライド条項の対象品目・材料について

【マニュアル15頁「2-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル37頁「4-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル64・65頁「別表1」】

2. 対象品目及び材料 (市場単価・土木工事標準単価について)

市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工程	名称	規格	単位	取扱い※	備考	工程	名称	規格	単位	取扱い※	備考	
区画線工	区画線工	溶融式(手動)	m	①	燃料油・その他材料	連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	—	材料費含まず	
		ペイント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料			プライマー塗布	m2	①	その他材料	
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油・その他材料			不陸修正	m2	①	その他材料	
		区画線消去(ウオータージェット式)	m	—	材料費含まず			連続繊維シート本体貼付(一層当たり)	m2	①	その他材料	
	区画線工(北海道特殊規格)	溶融式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料	仕上げ塗装(中塗り+上塗り)	m2	①	その他材料			
		ペイント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料	仕上げ塗装(中塗り+上塗り+上塗り)	m2	①	その他材料			
高視認性区画線工	高視認性区画線工	ペイント式(手動)	m	①	燃料油・その他材料	剥落防止工(アラドメッシュ)	剥落防止工(アラドメッシュ)	アラドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料	
		リップ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料	漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料	
		非リップ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料	防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(覆土)	m2	①	その他材料	
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油	防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(露出)	m2	①	その他材料	
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	②	材料分層不可	紫外線硬化型FRPシート設置工(ネリスル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ネリスル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射なし)	m2	②	材料分層不可	
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びワックス回収・積込工	m2	②	材料分層不可	紫外線硬化型FRPシート設置工(ネリスル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ネリスル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射あり)	m2	②	材料分層不可	
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミスコート	m2	②	材料分層不可	塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料	
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分層不可	バキュームプラスト工	バキュームプラスト工	バキュームプラスト	m2	②	その他材料	
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分層不可	道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分層不可	
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分層不可			鏡体設置	基	②	材料分層不可	
		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	②	材料分層不可			鏡体撤去	基	—	材料費含まず	
		塗替塗装 素地調整	m2	②	材料分層不可			支柱・基礎撤去	基	—	材料費含まず	
		塗替塗装 研磨剤及びワックス回収・積込工	m2	②	材料分層不可	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	①	鋼材類	
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分層不可			仮設防護柵設置 独立基礎700ク	m	①	鋼材類・コンクリート類	
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分層不可			仮設防護柵設置 連続基礎700ク	m	①	鋼材類・コンクリート類	
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分層不可			仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	—	材料費含まず	
		仮設防護柵撤去	m	—	材料費含まず			仮設防護柵撤去 独立基礎700ク	m	—	材料費含まず	
		仮設防護柵撤去 連続基礎700ク	m	—	材料費含まず			仮設防護柵撤去 連続基礎700ク	m	—	材料費含まず	
構造物とこわし工	構造物とこわし工	無筋構造物	m3	—	材料費含まず							
		鉄筋構造物	m3	—	材料費含まず							
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工(線積・空積)	m3	①	コンクリート類	機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類	
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類			継手方式(2)	箇所	①	鋼材類	
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類	抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類	
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	蓋版	枚	①	鋼材類・コンクリート類			打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類	
		鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類			打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類	
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	下地処理	m2	—	材料費含まず	ノコキョウ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコキョウ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分層不可	
		プライマー塗布(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分層不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工		枚	②	材料分層不可	
		下地調整(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分層不可	浸食防止用植生マット工(養生マット工)	浸食防止用植生マット工(養生マット工)		m2	①	その他材料	
		塗装(中塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分層不可	支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射AST法(潤滑性防錆剤注入なし)	基	②	材料分層不可	
		塗装(中塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分層不可			支承金属溶射AST法(潤滑性防錆剤注入あり)	基	②	材料分層不可	
		塗装(上塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分層不可			支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分層不可	
		塗装(上塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分層不可			仕上げ塗装(1層)	層	②	材料分層不可	
		簡易清掃	m2	—	材料費含まず	耐圧ホリチンリツ管(ハウリング管)設置工	耐圧ホリチンリツ管(ハウリング管)設置工	耐圧ホリチンリツ管(ハウリング管)設置	m	①	その他材料	
		下地処理	m2	—	材料費含まず							
		含浸材塗布	m2	①	その他材料							

※ ①: 市場単価等に材料費が含まれており分層が可能な工程
 ※ ②: 市場単価等に材料費が含まれているが、市場単価等の構成上、分層が出来ない工程

3. 受注者に提出して頂く証明書類

【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】

- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

改定ポイント②

➤ **鋼材類の購入**にあたって、**購入先と購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合には、購入先や単価等の証明書類の提出を省略し、搬入月及び数量を証明する書類をもってスライド条項の適用**とする。その際は**実勢価格を用いてスライド額の算定**を行う。

※受注者の自社の取り決めではなく、メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できる必要がある
 ※その他の主要な工事材料についても同様の事情があると認められる場合には同規定を準用可

出荷伝票

品名	数量	単位	単価	金額	合計
H-3000300X10/15	120	2		21	0.126
227.2mm PL-12X100X400	3171	12		12	45.24 0.045
L-120X120X12	10/00	3	5/90	3	5/00 3
	3/00	24		33	133.50 3.124

品名	数量	単位	単価	金額	合計
F10T-M22X80	120	0.064		40	0.123
F10T-M22X85	440	0.238		32	0.099
F10T-M22X70	273	0.154		18	0.072
F10T-M22X75	390	0.200			
F10T-M22X80	350	0.207			
F10T-M22X85	135	0.081			
F10T-M22X90	90	0.050			

株式会社 御中

請求日 2021/7/31

TEL FAX

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。さて、納品のお代金右記の通りにありますので下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。

日付	伝票番号	納入日	御注文番	品名・規格	納入先	数量	総数量	単価	金額	消費税等
2021/7/6		2021/7/7		H形鋼 C200×80×7.5	5m:2 3m:2	0.394 t	102,512		40,390	4,039
2021/7/6		2021/7/7		H形鋼 H400×400×13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1	7.052 t	112,687		794,669	79,467
2021/7/6		2021/7/7		I型ハイテン S10T 22×70		0.086 t	365,553		31,438	3,144
2021/7/6		2021/7/7		I型ハイテン S10T 22×85		0.231 t	365,553		84,443	8,444
2021/7/6		2021/7/7		H形鋼 H400×400×13/21	10m:1 7.5m:1	3.010 t	112,687		339,188	33,919
2021/7/6		2021/7/7		加工プレート PL16×450×450		0.203 t	197,553		40,103	4,010

【マニュアル16・17頁「2-2対象数量」】
 【マニュアル24～26頁「3-2対象数量」】
 【マニュアル38・39頁「4-2対象数量」】

4. 対象数量について

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない※1
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量: 設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量: 設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量: 受注者から証明された数量

※1: 燃料油については対象とすることができる。

【マニュアル24～26頁】

➤ 鋼材類 ※2

- ・発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。
- ・ロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

➤ 燃料油

- ・設計数量に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

➤ その他工事材料 ※2

- ・発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。
- ・ロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

※2: 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする

【マニュアル21～23頁「2-4単価（実勢価格の算定）」】
 【マニュアル27～29頁「3-4単価（実勢価格の算定）」】
 【マニュアル41・42頁「4-4単価（実勢価格の算定）」】

5-1. 変動後の実勢価格及び単価について（官積単価）

➤ 鋼材類

- ・対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて変動後の価格を算出する。

➤ 燃料油

証明書が提出された対象数量

- ・対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・対象数量に購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたもの

証明書が提出されていない場合

- ・工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均）とする。
- ・対象数量に工事期間中の平均単価を乗じたもの

➤ その他工事材料

- ・対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

※単価合意比率（落札率）について、精算変更時に追加された細別は請負比率を用いるものとする。

※当初積算が、特別調査や見積りによる場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等が工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

5-2. 実際の購入金額について

- 実際の購入金額が採用される場合には、単価合意比率（落札率）を乗じない。

5-3. 変動額算定について

総価契約単価合意方式の場合

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

- p : 設計時点における各材料の単価
- p' : 価格変動後における各材料の実勢価格
- D : 各材料について算定した対象数量
- k : 単価合意比率または請負比率

● 変動額 = $M_{変更}$ （変動後の実勢価格） - $M_{当初}$ （当初設計時点の実勢価格）

- 実際の購入金額が実勢価格で算出した上記の $M_{変更}$ を下回る場合には、実際の購入金額を用いる。
- また、運用の改定により、実際の購入金額が実勢価格で算出した上記の $M_{変更}$ を上回る場合であっても、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入金額を用いることも可としている。

単品スライド額の変動額算定について

変動額算定の例（ガソリン）

① 受注者 購入数量 に対する 設計数量(積算システムによる4~9月分の数量) = 8,000 L
 ①' 受注者 購入数量 に対する 設計数量(運用マニュアルによる算出値) = 1,000 L

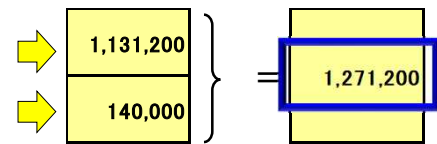
ガソリン	既済払済み数量(1,400L)			購入数量(証明済み)							購入数量 (未証明)	購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計		
① 受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	—	—	—	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 受注者 購入数量 (敷材運搬に係る数量)	—	—	—		500	1,000	500			2,000	—	2,000
② 受注者 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180			
③ 発注者 実勢価格 (物価資料価格・税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170			
受注者 購入金額 ① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
受注者 購入金額 ①' × ②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	—	280,000
発注者 実勢金額 (① + ①') × ③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
発注者 スライド単価 p'	$p' = \Sigma(\text{購入数量} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 1,670,000 \div (10,000 + 2,000) = 139$											

既済(単品スライド対象外) | 未払い(単品スライド対象の請負代金額 = P)

「購入数量(証明済み)」の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量(未証明分)」については計上出来ない。
 ↓
 (証明済み+未証明分) ≤ 設計数量

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 8,000 L
 対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方) = 1,000 L

【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
 (8,000 / 10,000) × 1,414,000 = 1,131,200
 【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
 (1,000 / 2,000) × 280,000 = 140,000



- ・合意率 **90%**
- ・当初設計単価(M当初): 110円
- ・実勢価格のスライド単価 **139円** ...各月の購入数量で加重平均して算出した単価

この場合、実勢価格で算出した変動後の額が、購入金額より安価となるため、実勢価格を採用する。
 ただし、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、実際の購入金額を採用することができる。

- M変更(実勢価格): $139 \times (8,000 + 1,000) \times 0.9 \times 1.1 = 1,238,490$ 円(税込み)
- M変更(購入金額): **1,271,200円**(税込み) ...購入数量が対象数量を上回っていたため、調整した購入金額

【マニュアル4頁「1-3-2スライド額の算定の対象とする品目」】
 【マニュアル6・7頁「1-5-1スライド額算定の方法について」】

6. スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、**品目毎の変動額**（増額分又は減額分）が**請負代金額の1%を超える**品目とする。

▶鋼材類、燃料油類、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例に取れば、その変動額だけで請負代金額の1%を越えている場合には鋼材類が適用対象材料となるという趣旨。

＜増額変更の場合の計算例＞

計算例2		請負代金額： 110,000,000		1%相当額： 1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000$					

注) 価格は税込み

計算例1		請負代金額： 220,000,000		1%相当額： 2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,900,000	
スライド額 $S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000$					

注) 価格は税込み

【マニュアル6～10頁「1-5-1スライド額算定の方法について」】

7. スライド額算定について

$$\begin{aligned}
 S_{\text{増額}}^{\ast} &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \\
 S_{\text{減額}}^{\ast} &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100
 \end{aligned}$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

P : 請負代金額 (最終)

増額スライドの場合は、受注者負担額(請負代金額の1%を減じる。
減額スライドの場合は、発注者負担額(請負代金額の1%を加える。)

8. 請負代金額の考え方

【マニュアル5頁「1-4請負代金額の考え方」】

- ・ 請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

▶ 単品スライド額の算定にあたって、請負代金額は「最終的な全体工事費」をもって行う。

(第5章 請求等手続きおよび提出様式)

単品スライドの請負代金額について

8-2. 既済部分検査

【マニュアル45頁「5-3既済部分検査」】

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

※材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。

8-3. 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

【マニュアル46頁「5-4部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い」】

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

※部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

様式-7

年月日: 支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名)
殿受注者 (住所)
(氏名)

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第26条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名	<input type="text"/>	
工 期	自	<input type="text"/>
	至	<input type="text"/>

(注) 1. 監督職員に提出

様式7-1

令和 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名 殿支出又は分任支出負担行為担当官
(官職氏名)

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 請 負 代 金 額

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第26条第5項の請求対象とする。

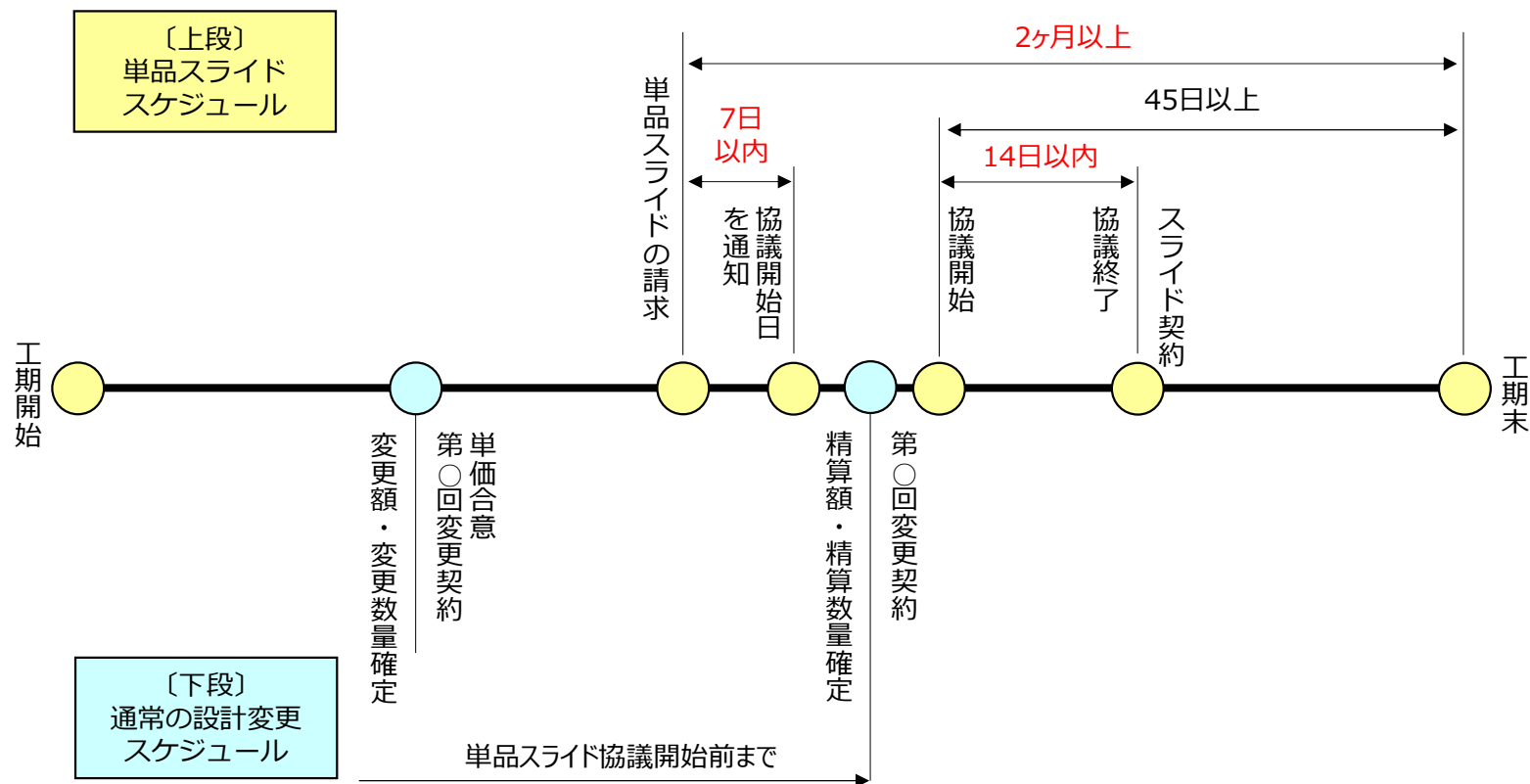
なお、既済部分に相応する請負代金額を¥ と算定したので異存がなければ部分払の請求を行われたい。

単品スライドの手続きについて

9. 協議の手続き

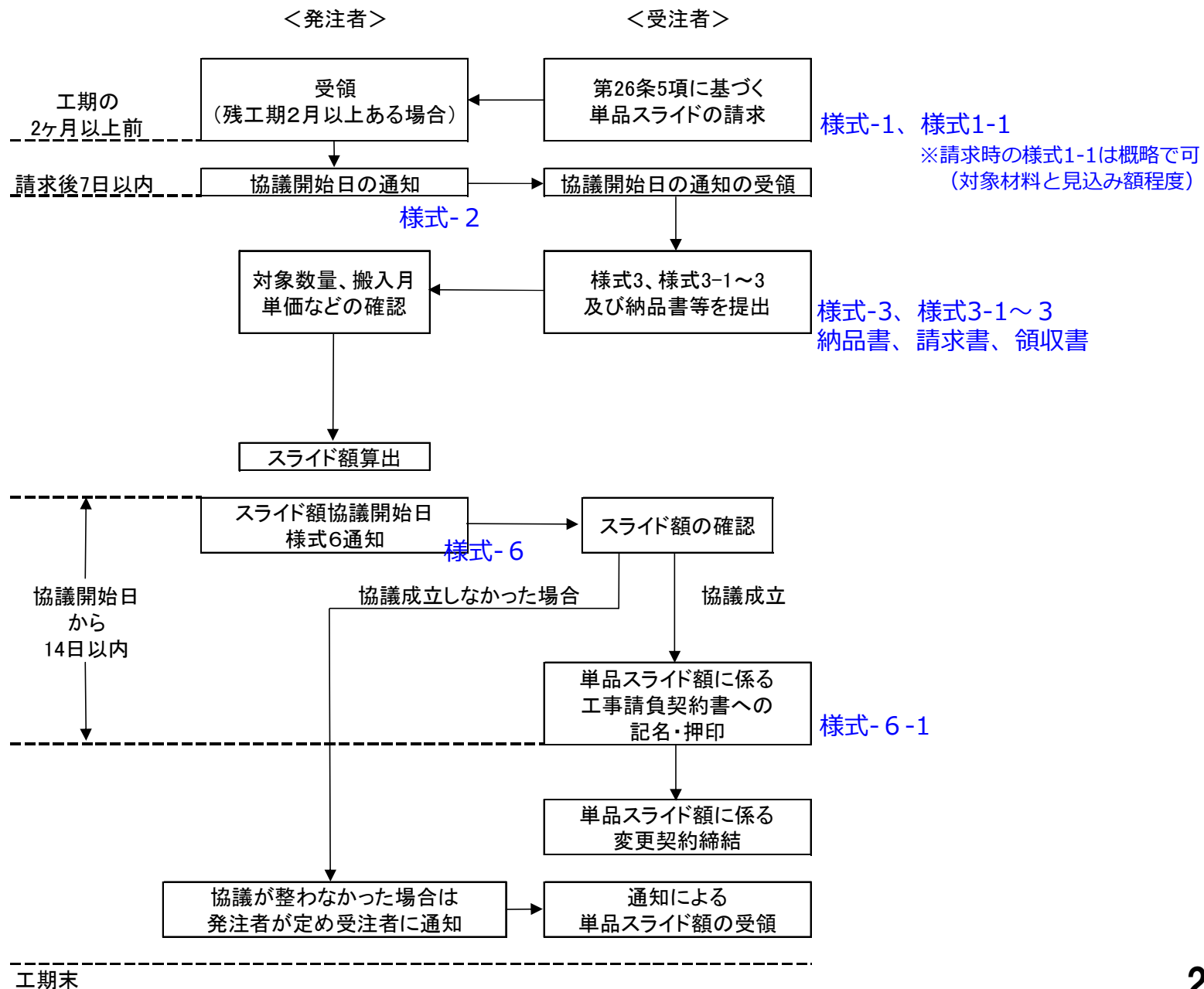
【マニュアル43・44頁「5-1請求時期、5-2協議の手続き」】

- ・ 単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「**最終的な全体工事費・契約数量**」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）
- ・ その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



単品スライドの手続きについて

手続きフロー



単品スライドの手続きについて

様式-1：請負代金額の変更請求

様式-1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

受注者
代表者
住 所
氏 名

× ○ × ○ × 工事に係る
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、令和 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第26条第5項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1 工 事 名 × ○ × ○ × 工事

2 請 負 代 金 額 ¥

3 工 期 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

4 請求する主要品目名・材料名
 【請求する工事材料を具体的に記載】

5 変更請求概算額

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

様式-1-1：概算計算書

※請求時の様式1-1は概略で可
(対象材料と見込み額程度)

様式-1-1
令和〇〇年〇月〇〇日

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者
〇〇 殿

受注者
商号又は名称
代表者氏名
〇〇

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
△油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目等および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量が足りない場合は、複数枚になってもよい。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 詳細に数量計算が出来る場合は、様式-3を用いてもよい。

単品スライドの手続きについて

様式-2：協議開始日の通知

様式-2

令和 年 月 日

受注者 殿

 支出負担行為担当官
 ○○地方整備局長 ○○ ○○

●●工事における

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった○○○○工事における工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

様式-3：変更請求額計算書

様式-3

令和○○年○月○○日

請負代金額変更請求額計算書

発注者

殿

受注者

 商号又は名称
 代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名 令和○○年度 ○○○○工事

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
配管										
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年○月	○○○,○○○	
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年○月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	R○年○月 計
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年△月	○○○,○○○	
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年△月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	R○年△月 計
○鋼計	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	○鋼合計
鋼材類 合計					○○○,○○○		○○○,○○○		○○○,○○○	
□漆	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○	R○年△月	○○,○○○	
□漆	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○	R○年△月	○○,○○○	
			○○○	○○○	○○○,○○○	○○○	○○○,○○○		○○,○○○	R○年△月 計
□漆計	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○		○○,○○○	□漆合計
△漆	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○	R○年□月	○○,○○○	
△漆	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○	R○年□月	○○,○○○	
			○○○	○○○	○○○,○○○	○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	R○年□月 計
△漆計	○	L	○○○	○○○	○○,○○○	○○○	○○,○○○		○○,○○○	△漆合計
燃料漆 合計					○○○,○○○		○○○,○○○		○○○,○○○	
変動額									○○○,○○○	
単品スライド請求額									○○○,○○○	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

単品スライドの手続きについて

様式-6：変更協議書

様式-6

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

又は
分任支出負担行為担当官 〇〇地方整備局
〇〇事務所長

●●●工事における
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。
なお、異存がなければ、別添の様式による工事請負契約書に記名のうえ提出願いたい。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド変更金額 (増) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
 うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

様式-6-1：工事請負変更契約書

様式6-1

工事請負変更契約書(第 回)

工事名

変更契約事項

1. 変更工事請負金額 ¥
 うち取引に係わる消費税及び地方消費税金額 ¥
2. 工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく賃金又は物価の変動による変更
3. その他、原請負契約書及び第〇回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作り、当事者記入のうえ、各自1通を原請負契約書及び第〇回変更契約書とともに保有する。

令和 年 月 日

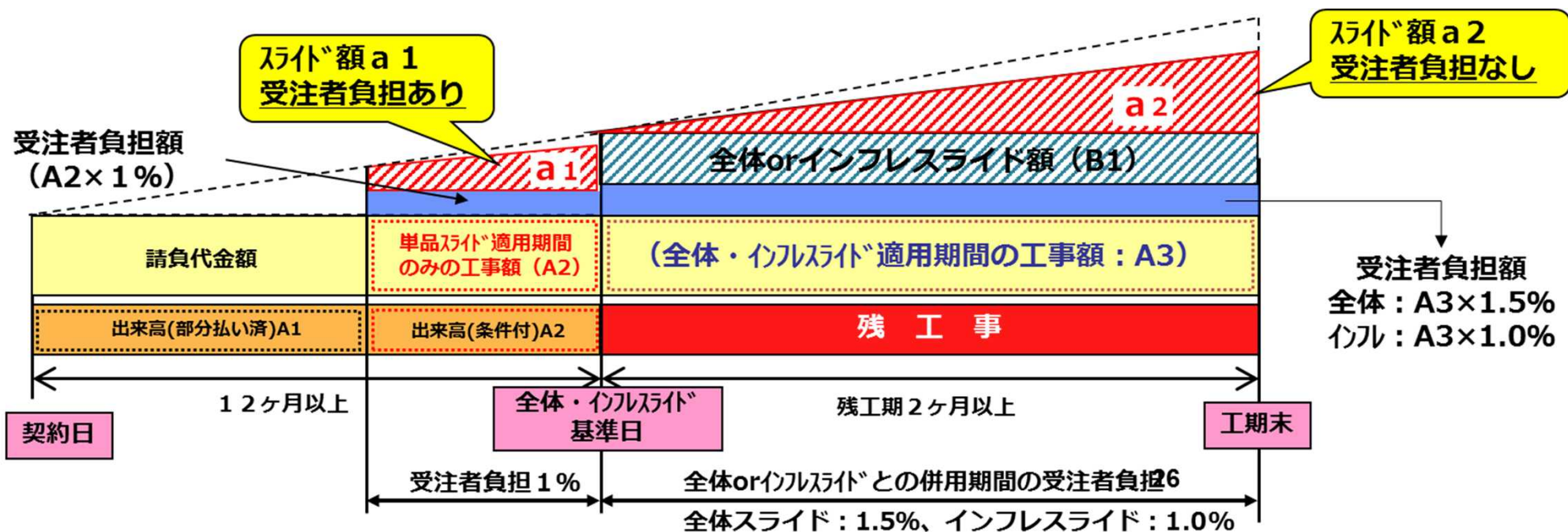
支出又は分任支出負担行為担当官
住 所:

官職氏名:

受注者
住 所:
氏 名:

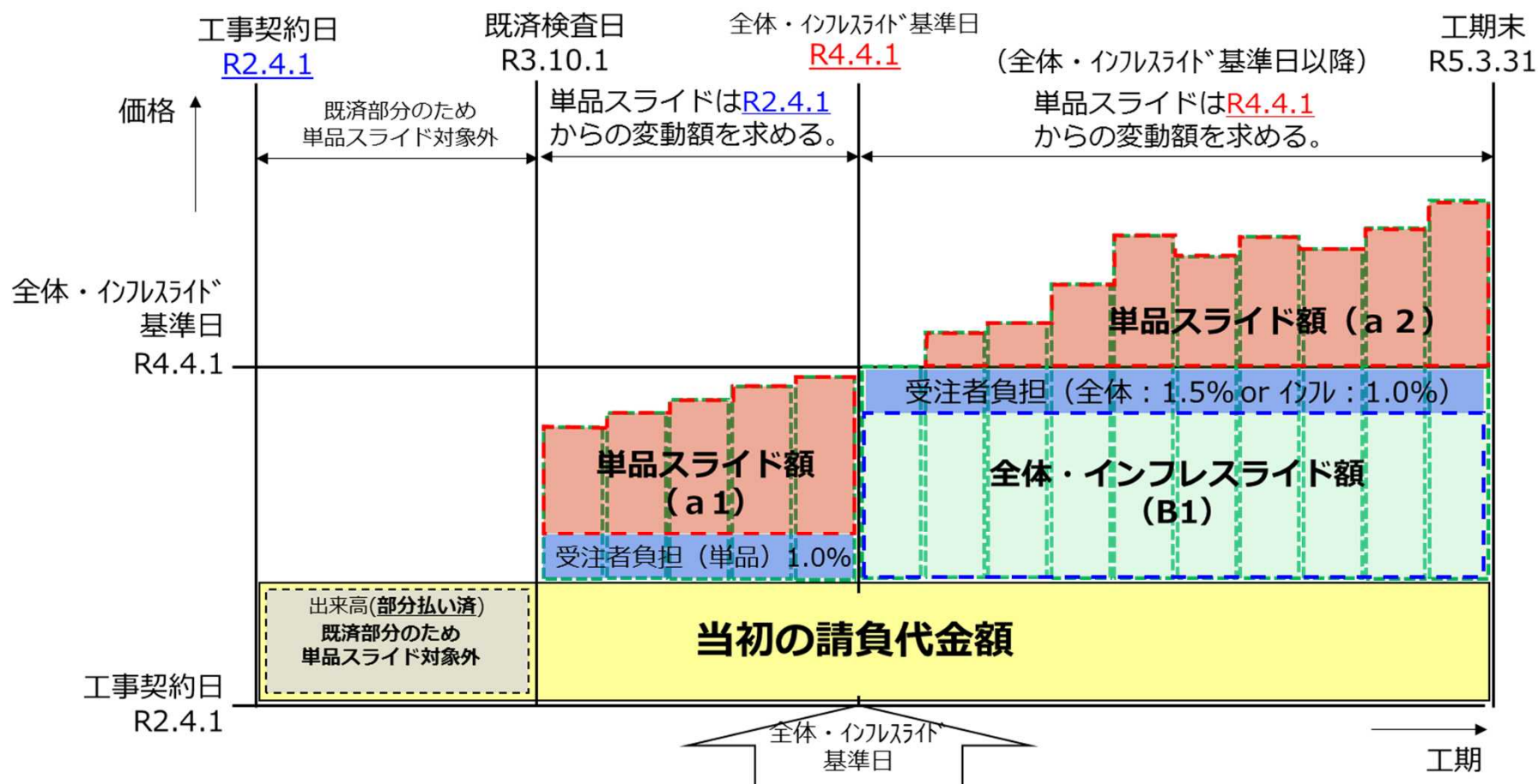
10. 全体・インフレスライド併用時の負担額

- ▶ 単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。
- ▶ 単品スライド条項のみが適用される期間においては、当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライドおよびインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めない。

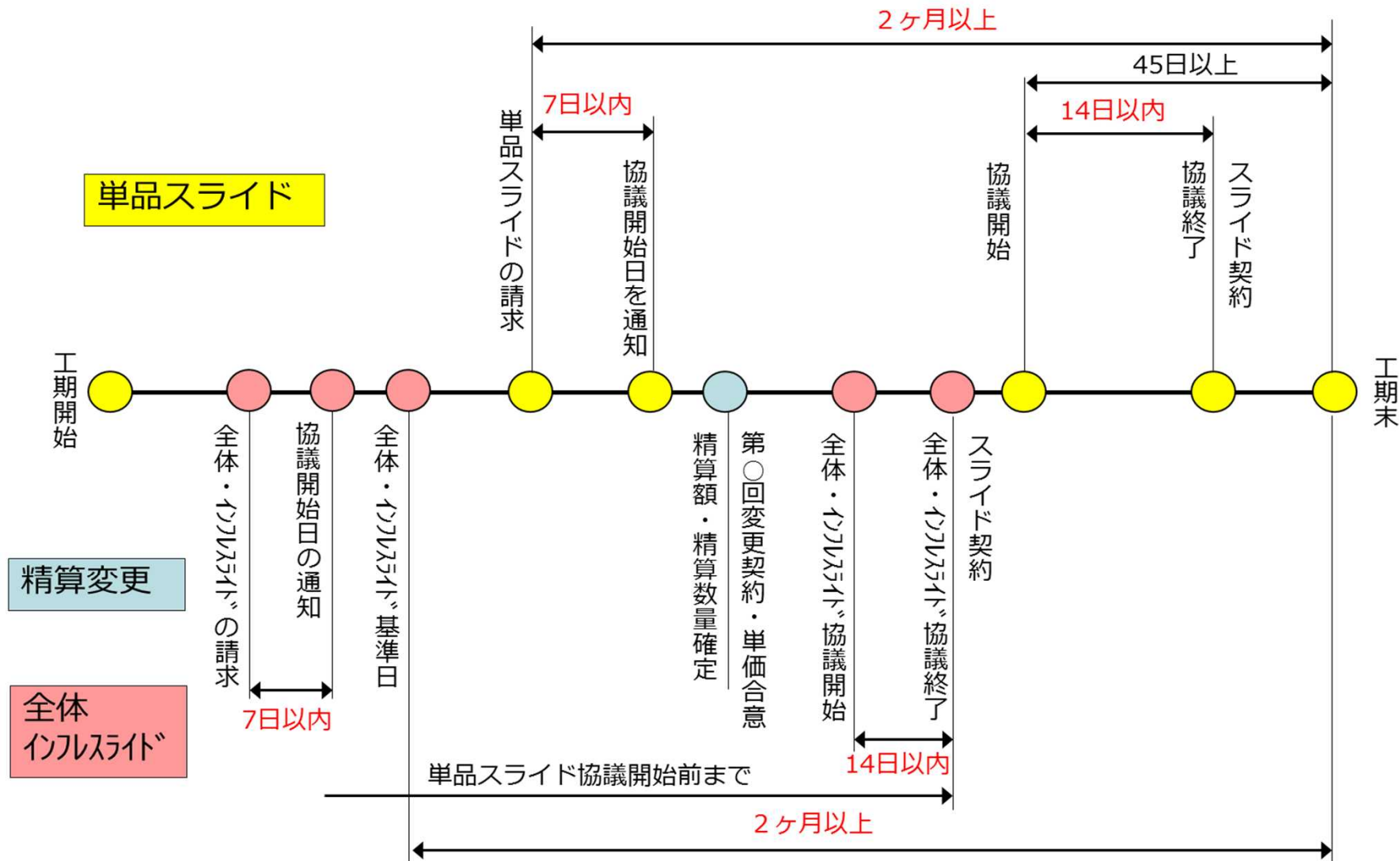


10. 全体・インフレスライド併用時の当初実勢価格

- 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、**全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う**。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、**全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる**。



11. 請求等手続きについて



工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル



四国地方整備局におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来庁される皆様にはご不便をおかけしております。事前に電話連絡をいたしてお願致します。
また、アポイントメントを取らずに来庁される方につきましては、おが、受付で担当者にご連絡いただきますよう、お願い致します。

採用情報
「これから新しい仕事を始めたい。」
求職者の方へ
採用情報公開（社会人採用・公務員）のご案内

四国の防災情報
情報ページへ

各種コンテンツ

- TEC-FORCE (緊急災害対策連携)
- 四国地方整備局の手書
- 情報公開
- 入札・契約情報
- コンプライアンスの取組み
- 組織図・アクセス等

記者発表

- 7月22日 大塚町100周年事業
- 7月22日 徳島100周年事業
- 7月22日 高松100周年事業
- 7月22日 高知100周年事業
- 7月22日 徳島県庁舎新築工事開工式
- 7月22日 高松県庁舎新築工事開工式
- 7月22日 山形県庁舎新築工事開工式
- 7月22日 高知県庁舎新築工事開工式

各部門の紹介

- 総務部
- 企画部
- 建設部
- 河川部
- 港湾部
- 道路部
- 用地部
- 防災グループ

国土交通省 四国地方整備局 企画部

四国地方整備局の予算

行政・建設事業者の皆様へ

技術管理

工事関係書類等の適正化指針関係及び書類適正化目安箱

i-Construction

四国内の工事・業務発注見直し情報

優良工事表彰等について

建設機械の排出ガス対策

橋梁点検車の費与について

電気通信関係基準・共通仕様書

管理用光ファイバー及び収容空間の民間開放について

土木営繕関係

技術・業務研究発表会

四国地方ブロック土木部長等会議

過去の施策

四国水問題研究会

いきいき四国通信

国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術管理

TOP 工事 業務 通達・マニュアル等 (工事・業務) 四国地方整備局 TOP

工事

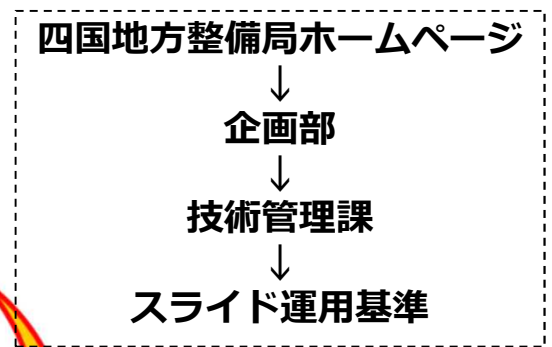
- ① 総合評価落札方式関連
- ② 工事監督・検査関係
- ③ 積算基準
- ④ 単価（労務、材料）
- ⑤ **スライド運用基準**
- ⑥ 職機契約の単価算定方式
- ⑦ 週休2日
- ⑧ 公共工事の品質確保
- ⑨ 建設マスター
- ⑩ リサイクル
- ⑪ 労務費調査
- ⑫ その他

業務

- ① 積算基準
- ② 各共通仕様書
- ③ 発注者支援業務等
- ④ 単価（技術者）
- ⑤ 総合評価落札方式における質上げを実施する企業に対する加点措置について（工事、業務）

通達・マニュアル等（工事・業務）

- ① 工事発注・契約関係
- ② 工事施工関係
- ③ 工事関係書類等の適正化指針・土木工事書類作成マニュアル
- ④ 業務関係
- ⑤ 電子納品に関する要項・基準
- ⑥ 完成工事・完成業務の平均点



ありがとうございました